史料紹介	
―現物賠償、戦争賠償外交史料館所蔵史料に見るドイツ戦	賠償、戦争賠償、ナチスの不法に対する補償に見るドイツ戦後賠償の形成過程
	編纂室
目次	□ 賠償問題の解決の延期
一 はじめに	五 イスラエルとの協定、西側一二か国との補償協定
○ 本論稿の目的と所蔵史料の全体像	() イスラエルとの協定
□ ドイツの戦後賠償について	(二) 西側一二か国との補償協定
二 占領期	六 おわりに
⊖ 占領期前半における現物賠償の実施	
(二) 占領管理体制の推移	
三 占領費問題	
三 在外資産処理	ーにめに
(一) 概要	○ 本論稿の目的と所蔵史料の全体像
□ 連合国によるドイツ在外資産の処分権能	外交史料館所蔵史料には、第二次世界大戦後のドイツの戦後賠償に
三 ドイツ在外資産に対する競合請求権の解決に関する協定	関し、ドイツ戦後賠償の形成過程に当たる占領期を中心とする文書が
四 中立国との間の協定	整理して所収されている。本論稿は、こうした文書をドイツの戦後賠
四 主権回復	償の流れの中で位置付けつつ、紹介することを目的とする。ドイツの
() 西ドイツの主権回復に向けた動き	戦後賠償は、伝統的な戦争賠償と並び、戦後連綿と続けられてきたナ

第三巻(B'.3.2.0.1)には、ナチスの不法に対する補償に関するイスラ

務協定が所収されている。また、「第二次世界大戦対独賠償関係一件」
二巻(B'.3.2.0.1)には、ドイツの対外債務の整理に関するロンドン債
次の調書が所収されている。「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第
リ賠償会議をはじめ、連合国の対ドイツ賠償政策の動向についての累
「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第一巻(B'.3.2.0.1)には、パ
所収されている。
ける米英仏ソ連合四か国によるドイツの占領管理制度に関する文書が
その後の西ドイツにおける連合国高等弁務官会議といった枠組みにお
のドイツ管理関係雑件」第二巻(B'.1.2.0.1)には、連合国管理理事会、
「連合国のドイツ管理関係雑件」第一巻(B'.1.2.0.1)及び「連合国
である。
外交史料館所蔵史料の関連文書の全体像を俯瞰すると、次のとおり
20°
較など当時の史料が作成された視点を踏まえて、記述することを試み
ドイツ戦後賠償の形成過程について、我が国における占領政策との比
ツ戦後賠償の全体の中での位置付けを確認しつつ、関連文書を紹介し、
定を挙げることができる。本論稿では、これらの項目に沿って、ドイ
権回復の過程における動向、イスラエル及び西側一二か国との補償協
な項目としては、占領下における現物賠償の実施、在外資産処理、主
関する有用な文書を外交史料館所蔵史料に見ることができる。具体的
が占領期に形成されており、こうしたドイツの戦後賠償の形成過程に
チスの不法に対する補償により特徴付けられるが、両者の重要な起点

これに対し、ナチスの不法に対する補償については、一九五二年九
されることはなかった。
東西ドイツ統一に際しても、戦争賠償問題が国際法上で明示的に規律
が締結されず、賠償問題の解決が延期された。さらに、一九九〇年の
和条約)と異なり、東西冷戦構造により、占領終了に際して平和条約
理が行われたが、我が国における対日平和条約(サンフランシスコ平
償主義によるデモンタージュ(工場施設の撤去解体)と在外資産の処
前者の戦争賠償については、ドイツでは、占領期において、現物賠
り組まれてきたものである。
あり、伝統的な国際法上の戦争賠償とは異なるものとして、戦後、取
権)の主としてユダヤ民族に対する不法・迫害についての補償措置で
連する国家間の賠償であるが、後者は、ナチス政権(国家社会主義政
より特徴付けられる。前者は、第二次世界大戦における戦争行為に関
ゆるナチスの不法に対する補償(Entschädigung für NS-Unrecht)に
ドイツの戦後賠償は、伝統的な国際法上の戦争賠償とともに、いわ
二 ドイツの戦後賠償について
いる。
(B:3.2.0.1-1)には、ドイツ在外資産の処理に関する文書が所収されて
「第二次世界大戦対独賠償関係一件 在外ドイツ資産処理関係」
エル及び西側諸国との協定に関する文書が所収されている。さらに、

※ドイツの戦後賠償

戦争賠償(Reparationen)
 占領期:現物賠償(デモンタージュ+在外資産処理)
 戦争賠償問題の解決の延期(ボン・パリ諸条約、ロンドン債務協定)
 →東西両ドイツの統一の際にも国際法上で明示的に規律されず。

ナチスの不法に対する補償(Entschädigung für NS-Unrecht)
イスラエルとの協定(ルクセンブルク協定)、西側12か国との補償協定
連邦補完法・連邦補償法
⇒困窮救済給付(連邦補償法の適用を受けなかった被迫害者の救済)
⇒2000年の「記憶・責任・未来」財団(元強制労働者への補償)

諸条約は、主権回復後の西ドイツの軍隊を西側諸国の統一した指揮系二年五月二六日(ホン諸条約カ署名された。しかしなから)このホン
月七日、ドイツ民主共和国(東ドイツ)が樹立された。
することとなった。これに対し、ソ連占領地域では、一九四九年一〇
米英仏三か国の高等弁務官による高等弁務官会議が最高管理権を行使
わゆる基本法が採択され、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)が成立し、
リン封鎖を経て、西側占領地域において、一九四九年五月二三日、い
た。さらに、米英仏ソによる連合国管理理事会の事実上の消滅、ベル
八年六月、米英仏及びベネルクス三か国の間でロンドン協定が成立し
て、米英仏三か国は、西側のみによる対ドイツ処理を模索し、一九四
一九四七年のモスクワ外相会議及びロンドン外相会議の決裂を受け
る。
国際協定を受けて、デモンタージュは最終的な停止に向かうこととな
設のリストが半減され、さらに、一九四八年一二月に妥結したルール
一九四七年八月には、工業水準が改定されてデモンタージュの対象施
ンで明らかにされた欧州の経済復興を重視する米国の立場を受けて、
対し、西側占領地域においては、一九四七年六月のマーシャル・プラ
償を含めた「不断の搾取政策」による賠償政策が実施された。これに
をめぐる対立が鮮明であった。ソ連の占領地域においては、生産物賠
間の激しい見解の対立から決裂し、賠償問題については、生産物賠償
平和条約を審議するモスクワ外相会議及びロンドン外相会議は、東西

問題の最終的解決まで延期する旨が規定された。 債務協定では、戦争賠償に関するドイツに対する請求権の審査は賠償の対外債務問題を解決するため一九五三年二月に署名されたロンドン	償の問題は平和条約により規定されるとし、また、ドイツの戦前から年及び一九五四年のボン・パリ諸条約の一部をなす移行条約では、賠平和条約の締結まで延期される旨が合意された。すなわち、一九五二	体制が終了する中で、西ドイツについては、戦争賠償問題の解決は、難となり、西側及びソ連の占領地域で別個の国家が成立し、占領管理以上のように、東西冷戦構造により、対ドイツ平和条約の締結が困	に加盟した。 権を回復、同年五月九日、西ドイツは北大西洋条約機構(NATO) 同ハリ諸条約は 一九五五年五月五日に発効し 同日 西トイツに主	引『戸番をりよ、一山山山山山山山とむり 、 引引、豆が クまことから、改めて、パリ諸条約が一九五四年一○月二三日に署名された。の欧州防衛共同体条約案がフランスの国民議会で承認されなかったこ
--	---	--	--	---

統下に置く欧州防衛共同体条約の成立を効力発生要件としており、こ

(1)ドイツの戦後賠償を包括的かつ整理された形で述べたものとして、ライ
 三一三頁。(原文:Rainer Hofmann, "Compensation for Victims of War -

注

$\widehat{2}$						
(Bundesministerium der Finanzen)のEntschädigung von NS-Unrecht,	潔に記述しており、必読の文献である。	Völkerrechts, 23.Bd.,No.1/2 (1985), S.74-101. が占領期に重点を置いて、戦	der deutschen Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg, Archiv des	戦後賠償に関するドイツ語文献としては、Helmut Rumpf, Die Regelung	誌』第一〇五巻第一号(二〇〇六年五月)、二九―四七頁。))。ドイツの	German Practice after 1949 and Current Developments," 『国際法外交雑

- (3)ヤルタ会談とポツダム協定との関係についての米英側とソ連側との見解 を明らかにしたが、 ないとポツダム協定に規定されていると信じ、また、英国も同一の見解 Regelung zur Wiedergutmachung 参照 から取り立てることを認めていると主張し、 の相違に由来するもので、米国は、現物でない生産物による賠償は行わ ソ連は、ヤルタ会談では数十億ドルの賠償を生産物 真っ向から対立した。この
- (4)主として安全保障上の理由からドイツのルール地帯の石炭鉄鋼産業の国 交渉され、 ネルクス三国 たともいわれる 生. 際管理を主張するフランスの要求を受けて成立した協定。 |産物賠償をめぐる対立がロンドン外相会議の決裂の直接の動機となっ 一九四八年一二月二八日に妥結し、 (ベルギー、オランダ、ルクセンブルク)の六か国の間で 一九四九年四月二八日に 米英仏及びベ

発効した。その後、 西ドイツが加入している。 同協定により、 ルール 拁

> 統一している 第 記載された日付けが「昭和〇〇」であるものについても、西暦に直して なお、本史料紹介を通じて、紹介する文書の日付けについては、 際管理協定」(一九五〇年三月一五日)(「連合国のドイツ管理関係雑件. 共同体(ECSC)の成立により、ルール国際管理機関はその役割を終える 決定するルール国際管理機関が設立された。一九五二年の欧州石炭鉄鋼 帯の石炭、コークス、鉄鋼のドイツの国内需要向け及び輸出用の分配を こととなる。ルール国際管理協定については、 巻(B'.1.2.0.1))が解説とともに同協定の邦訳 調査局第四課 (仮訳)を掲載している。 「ルール国 文書に

- 5 ドイツの西側国際社会への統合、 政府の樹立と憲法の制定、 般勧告書、 及びルール国際管理に関する特別議定書からなる 西部国境問題、安全保障問題などについての ルール工業地帯の国際管理、 西ドイツ
- 6 国による占領管理方式がドイツ全体に関係する事項を除いて各占領地域 比較について分析している。 行した。「ドイツにおける民政移管の方式」(作成部局、作成年月日不明 西ドイツ政府の樹立により、米英仏三か国の占領地域では、 国際法上の性質には変りないことに注意すべきである。」)、及び日本との ツ西側占領地域における民政移管に関し、「民政」の法的性質(「「軍政 (「連合国のドイツ管理関係雑件」 務官会議(the Allied High Commission for Germany)による民政へと移 よる軍政から、 (Military government)といい「民政 (Civil administration)」といつても 三か国を代表する文民である高等弁務官からなる高等弁 日本との比較では、 第二巻 (B'.1.2.0.1)) は、こうしたドイ ドイツの米英仏ソ四 軍司令官に か

執行するとの形式となっている日本の占領管理制度を踏まえれば、

会の政策決定を米国政府が連合国最高司令官

(マッカーサー)を通じて

米国

法的には極東委員

で自由に決定することができるとしているのに対し、

同有では今有で「忍有し目」。 約分/ し目) / と言ていて 不言言し いい
関系の王常七の基楚こ関する条約)こ関する会談の中で准認している。
ルシャワ条約(ドイツ連邦共和国とポーランド人民共和国との間の相互
との見解を示してきたが、この点は、ポーランド政府が一九七〇年のワ
ツのみならず、全ドイツ(Gesamtdeutschland)を対象としたものである
の構成から(同議定書の前文は「ドイツ」とだけ規定している)、東ドイ
の声明による)。この免除(放棄)について、西ドイツ政府は、同議定書
意を得てなされている(一九五三年八月二二日のポーランド政府の公式
更なる賠償の給付を免除した。このソ連の対応は、ポーランド政府の同
ンドン債務協定に対応し、一九五四年以降、ドイツ民主共和国について
の議定書(ドイツの賠償支払いの免除等に関する議定書)において、ロ
7)ソ連は、一九五三年八月二二日のドイツ民主共和国(東ドイツ)との間
同意なしには困難であろうとの分析を示している。
てマッカーサーが両者を兼ねるという考え方をとっても、極東委員会の
いう当時の議論は、軍司令官という身分と民政長官という身分とを分け
の日本占領任務の根本的な管理権を米陸軍省から米国務省の手に移すと

_ 占領期

> (-)占領期前半における現物賠償の実施

問題、 施設の指定から、 兀 試みられている。 個 済的諸問題を含めたマクロ的視点から捉えつつ、個別の輸出入の動向 ての具体的な情報が記載されている。 に関する決定及び賠償の撤去・搬出については、 問題について整理して解説されている。また、 連合国間の見解の対立、 範囲内における消費・生産動向 問題について詳細な記述がなされ、 主義に基づく対ドイツ賠償政策、 をはじめとし、 成 て詳細に記述され、各占領地区の経済統合問題、 ている。 日本に対する中間賠償案との具体的相違などに留意した記述がなされ が作成されている。これらの調書では、 した部分を増補として加え、 四九年四月) 々 連合国の対ドイツ賠償については、戦後直後から、 「連合国の対独賠償に関する諸情報」(一九四五年一〇月三一 の賠償対象施設の指定・撤去に至るまで、 対外通商関係 具体的には、 は、 当時の公開情報から新たに収集した情報に基づき加 なお、 九四七年六月のマーシャル・プランを受けた第二 九四六年三月の第一 (スイス、オランダ等との通商協定)などの主要 第一次工業水準案により許容された平時産業の 賠償庁調査課「ドイツ賠償問題の帰趨」(一九 ルール国際管理問題、 相互の参照箇所を明記する一連の調書群 (特に輸出入の具体的な動向)につい 現物賠償の実施、 対日賠償政策との相違について、 このように、 次工業水準案による賠償対象 占領期前半における現物賠 体系的で詳細な記述が 現物賠償の対象・ フランスのザール併 個別の施設等につい 生産物賠償をめぐる 及びそれに伴う諸 賠償問題を政治経 外務省経済局作 割当 日 <u>⑧</u> 合 償 筀

されている(パリ賠償協定第一編第二条A)ことについて、対日平和
賠償による免責の範囲につき、占領費を賠償により免責する旨が明記
に関する処理の方針を推測する記述があり(下記三: ①参照)、また、
タリア平和条約)等との比較を通じて、連合国による日本の在外資産
イツ在外資産の処理については、他の敗戦国との間の平和条約(対イ
察知する上にも好資料であると思われる。」と記されている。特に、ド
の内容とも大体一致して居り、連合国側の賠償問題に対する考え方を
ことにした。右協定案の内容はその後に成立したイタリア平和条約等
にとつて参考になると思われる主要な諸点のみを抜き出して略述する
されたので、とりあえず右協定案のテキストにより、日本の賠償問題
る。同調書の序文では、「今般右勧告にかかる協定案のテキストが入手
(物)に関する連合国間のパリ協定について」と題する調書が作成されてい
また、一九四八年九月一四日付けで条約局条約課による「ドイツ賠償
一九四六年一月のパリ賠償協定については、その全訳が作成され、
実施の規模の大きさを日本の中間賠償と比較して強調している。
わざるを得ない。」(下線文責者)として、ドイツにおける現物賠償の
え、これだけの撤去量は、現実問題としては、相当なものであるとい
更に六〇八工場へと、ドイツの賠償工場は約三分の一に減つたとはい
捉えることは困難であるが、(中略)一、六三六工場より七六七工場へ、
れたかということに関しては、情報が断片的であつて、その全ぼうを
しつつ、「然らは具体的に今までどれだけの工場が賠償として撤去さ
次工業水準案に基づく指定施設の縮減に至る経緯について簡潔に記述

条約での扱いの観点から注目している。

占領管理体制の推移

(_____)

いる通 理 実の整理に重点を置く調書であり、 平和条約が署名された一九五一年に執務参考用に作成された客観的事 重な資料である。 第二巻(B'.1.2.0.1)に収められている)。これは、 潔な記述を提供している 四課作成「ドイツ占領管理の推移」(一九五一年二月) のほか、 連合国のドイツ占領管理政策については、 欧州における冷戦構造に対する見方を基礎付けるものとして、 これらの情報、 米軍関係者による報告、 資料を集成したものとして、 (本調書は 有識者による執筆物等が所収されて 当時の日本政府の対ドイツ占領 「連合国の独乙国管理関係雑件 外務省調査局作成の調書 サンフランシスコ が包括的かつ簡 外務省調査局第 貴 管

-109-

期は米英占領地域における経済統合によりドイツの東西分裂が具体的 兀 年三月からドイツ連邦共和国政府が成立した一九四九年九月まで、 管理理事会が事実上消滅した一九四八年三月まで、 な形をとり始めた一九四七年一月からソ連のボイコットにより連合国 ら米英占領地域の経済統合が決定された一九四六年一二月まで、 察しており、第一期はドイツが降伏文書に署名した一九四五年五月か 「期はその後の一九五○年末までの時期である。 「ドイツ占領管理の推移」 は、 ドイツの占領期を四期に分類して考 第三期は一九四八 第二 第

記述の仕方としては、具体的なドイツ占領管理体制の推移について、

「常に対独安全保障を確保する見地より出発して」いるとし、米英の「常に対独安全保障を確保する見地より出発している。

三 占領費問題

ている。 「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第二巻(B.3.2.0.1)所収のも 「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第二巻(B.3.2.0.1)所収のも

ているが、当時の外務省調査局の調書において、既に次のような記述なかでの西ドイツの相応の負担へと切り替わった」との説明がなされ経費の意味が、ドイツの脅威に対する統制手段から西側の安全保障のこの点については、邦語文献においても、「西側連合国にとって占領

がなされている(傍線文責者)。
「西欧連合国側においては昨年十一月頃より漸次駐独占領軍を増強
し、コミュニズムの侵略に備えて西独の安全保障を強化しており、外
電の伝えるところによれば今年夏までに占領軍の総数は約一五カ師団
に増強されると言われている。しかしこれらの占領軍特に昨年以来の
増援部隊は、従来の旧敵国を占領管理する目的で駐屯した本来の占領
軍たる性格が薄くなつており、現在西欧国際社会の一員として復帰し
つ、ある西独がさらに再軍備等により名実ともに西欧国際社会防衛の
一翼を担うことになれば、駐屯連合国軍はますます友好国の安全保障
軍たる性格を強めてゆくのである。
この駐独占領軍の性格の変化に伴い、従来西独側が負担して来た占
領費の性格も変化すると考えられるのは当然である。西欧統合軍の組
織も遠からず完了し、それに伴つて西欧諸国の財政的負担の分配問題
も決定されるものと考えられ、従つて西独の占領費問題も早晩解決さ
れるであろうが、現在が過渡期でありしかも現実に駐独軍が増強され
つ、あるところに占領費問題の複雑さがあるのである。即ちこれまで
占領国側から一方的に要求されていた占領費は、西欧防衛に対する西
独の負担分担の性格を強めつ、あり、従つてこの意味において今後の
連合国側による占領費要求に対し西独側が意見を表明する可能性が生
ずることとなつているのであるが、連合国側においても占領軍の性格
が変りつ、あることを認めているもの、西独側の見解との間に未だ相
当の巾があるように思われる。」

とがうかがえる。 題に相応の関心を払い、占領費問題についても分析がなされていたこの提供、再軍備問題に直面しており、西ドイツの安全保障、再軍備問

注

- (8)「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第一巻(B'.3.2.0.1)所収(
- (9)外務省経済局「連合国の対独賠償政策進展の状況(三)」(一九四六年三月)。
 (一)」(一九四六年六月一○日)、外務省総務局経済課「連合国の対独賠償政策進展の状況(一)」(一九四六年六月一○日)、外務省総務局経済課「連合国の対独賠償政策進展の対決
 (一)」(一九四六年六月一○日)、外務省総務局経済課「連合国の対独賠償政策進展の対
- に関連する諸問題、から構成されている。イツに許容されるべき平時産業の規模、第四、賠償の対象、第五、賠償年一、連合国の対独賠償政策の基本的方針、第二、賠償機関、第三、ド(10)外務省総務局経済課「連合国の対独賠償政策進展の状況(一)」は、序言、
- (11)「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第一巻(B'.3.2.0.1)所収。
- (13)「連合国間において、占領費を賠償によつて免責する意向を明示した協定(12)ともに「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第一巻(B'.3.2.0.1)所収。
- 約後の米伊協定(一九四七・八・一四)において広義の占領費に属するのあることは、日本のばあいについても注目を要すべく、米国が平和条

(一)先ず注意すべきは(イ)連合国所在ドイツ資産が再びドイツ資	定第一編第六条「ドイツ国の在外資産」で連合国及び中立国に所在す
「三、連合国所在ドイツ資産の配分	在外資産の具体的な処理に関しては、一九四六年一月のパリ賠償協
の方針を推測する記述がなされている(傍線文責者)。	とされた。
条約等との比較を通じて、連合国による日本の在外資産に関する処理	償政策は、デモンタージュ及び在外資産の処理による現物賠償による
について」(一九四八年九月一四日)で、次のとおり、対イタリア平和	年八月二日のポツダム協定の定めにより、上述のとおり、対ドイツ賠
ては、上記の条約局条約課「ドイツ賠償に関する連合国間のパリ協定	対ドイツ賠償の枠組みに関する一九四五年二月のヤルタ会談及び同
また、パリ賠償協定でのドイツ在外資産の処理に関する規定につい	(→) 概要
の処理に関する公電その他の個別の文書が収録されている。	三一不少望道久到
リア、スイス、スウェーデン、米国、タイに所在するドイツ在外資産	
の競合を規整する協定に関する文書が収録されている。さらに、イタ	
簡潔に記述している。また、ドイツ在外資産に対する関係国の請求権	
国・中立国・オーストリアに所在するドイツ在外資産の処理について	序形成」『法政論集』二六〇号(二〇一五年)、一六五、一八三頁。
の処理方針、ドイツ在外資産に対する同盟国の処分権、連合国・枢軸	(16)川喜田敦子「第二次世界大戦後の西ドイツ賠償問題とヨーロッパ地域秩
年七月)は、ドイツ在外資産の種類、対独賠償問題についての同盟国(四)	を勘案した上で、可能な賠償額を定める必要があった。
ている。外務省管理局経済課「ドイツ在外資産の処理問題」(一九四七	務の支払い、イスラエルとの協定にはじまるナチスの不法に対する補償
賠償関係一件 在外ドイツ資産処理関係」(B'.3.2.0.1-1)にまとめられ	必要経費としての占領費、その他ロンドン債務協定で規律される対外債
ドイツ在外資産の処理関係の文書については、「第二次世界大戦対独	定する必要があり、その際、ドイツ人の一定の生活水準の維持を前提に、
協議の中で別個に検討がなされた。	(15)ドイツの賠償(現物賠償)を計画、実施する上で、可能な賠償能力を算
資産の処理については、連合国とオーストリアとの間の条約に関する	(4)「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第二巻(B:3.20.1)所収。
和条約等)で規定が置かれた。なお、オーストリアに在るドイツ在外	ものであろう。」
るドイツ在外資産の処理については、個別の平和条約(対イタリア平	の現地調弁費まで償還しているのは、かかるパリ協定の考方の流をくむ
るドイツ在外資産の処理について規定された。また、旧枢軸国に在	占領地救済費関係の債権を放棄し、又イタリア国内における米国占領軍

/	``	針	筀	レン
	連合国所在ドイツ資産の配分	針を推測する記述がなされている(傍線文責者)。	等との比較を通じて、連合国による日本の在外資産に関する処理	いて」(一九四八年九月一四日)で、次のとおり、対イタリア平和
	盲国	推測	の比	
2	所	す	較	-
-	本	z	た	儿
	F	記	通	지
	1	述	Ľ	石
-	ÿ	が	Ť	+- +-
	資	な	Ì	月
,	産	さ	連	
	() ====	n	旨	兀
5	能	-(国	H
1	汀	11	1-	<u>20</u>
		6	57	で
		应	5	
-		伤如	日本	次
		脉	少 の	()
,		人書	かた	2
		貝土	口口	お
1		巴	クトン	2
		0	貝立	-h-h
-) //	刘
-			⊂ 	1
			ドリ	グ
			9	12
,			つ 加	<u>।</u>
			刑	-T -€⊓
			理	们

- 112 -

産とならないように関係連合国において、これを処分し(ロ)その純
資産を右連合国の賠償勘定に借記することである。(イ)イタリア平
和条約のばあいにおいても各同盟連合国が自国内のイタリア資産を処
分し、これを対伊請求権の満足に充当することは認められているが、
これは在外財産を端的に賠償として取上げる考え方でなく、平和条約
の他の条項で決まつている諸種の請求権の担保として利用する考え方
であり、したがつて右の充当の後余剰があればイタリアに返還される
建前になつて居り (第七十九条)、更に平和条約後イタリアが米、英、
仏、華諸国と結んだ協定を見ると実際の取扱は一層寛大であり、イタ
リアは大体右同盟連合国の財産を処分されることなしに返還されてい
る。ドイツのばあいは再びドイツ人の所有管理に帰さないことが要請
されているのは、著しい対照をなすものであるが、日本のばあいも、
大体此のドイツのフオーミユラによられることとなろう。(ロ)次に賠
償として取られるという点も注目されるべきである。これは前項に述
べた通りイタリア平和条約のばあいの考え方と対照をなすのみなら
ず、中国等において同国所在日本資産は侵略財として賠償勘定の埒外
の項目とし、それだけ他の項目による賠償配分の増加を主張しようと
する見解が一部に行われているとの情報もある折から、注目に値しよ
う。日本のばあいは極東委員会においては在外財産処理に関する関係
国の意見が一致せず、結局一九四七年六月の対日基本政策においても、
同決定の賠償条項は日本の在外資産に関する各国政府の見解を害しな
いこととせられたが、此のドイツ方式よりも更に不利な扱になること

(中略) 「四、中立国所在のドイツ人の財産の配分に用いられる比率は甲類 や立国にあるドイツ人の財産も賠償に取られる(第六条C)。これは をつて居り、これに基き、既にスイス、スウェーデン、スペインと取 をつて居り、これに基き、既にスイス、スウェーデン、スペインと取 の比率である(第一条C)。」

二 連合国によるドイツ在外資産の処分権能

敵国内にある自国の資産(財産、権利及び利益)の扱いについては、

局経済課「ドイツ在外資産の処理問題」(一九四七年七月)は、ドイツこうした連合国のドイツ在外資産の処分権能について、外務省管理

三 ドイツ在外資産に対する競合請求権の解決に関する協定
と解している。」
イツ財産に対してドイツ国家の有していた権能を行使するものである
同盟国がドイツの最高権者であり、その故にドイツ国内及び国外のド
主旨に基いて、ドイツに国家権能を行う中央政府又は権能がないので、
の直後六月五日のドイツにおける最高権能確立に関する同盟国宣言の
即ち、同盟国は一九四五年五月八日無条件降伏文書の調印、及びそ
に成立した協定によつて具体的に表現されている。
財産について一九四六年五月二十五日仏、英、米三同盟国とスイス間
対して最高権能を有するというのであるが、これはスイスにある独逸
定の処分権があると同盟国は主張している。それは同盟国はドイツに
第二は占領地域内だけでなく、中立国にある敵国財産についても一
この限度以上には出でられないことになつている。
が現在この限度以上に出ていないかは問題であるものの、原則として、
するのである。しかし、これには一定の限度があるのであつて同盟国
第一は占領軍が占領法規に基いて占領地域内の財産を処理し得ると
れる。
「ドイツの公有及び私有財産を処分する同盟国の権能は二様に考へら
に言及して、次のとおり記述している(傍線文責者)。
連合国が掌握したとするドイツに対する最高権力(supreme authority)
の降伏に伴うナチス政権の崩壊によるドイツ中央政府の不存在により

スコ平和条約第二〇条により米、英、仏に帰属することとなっており、
れている。結果として、日本国に所在するドイツ財産はサンフランシ
同協定への我が国の加入の実益について研究を依頼し、回答が収録さ
これに対し、外務省条約局条約課より同局法規課及び大蔵省に対し、
書をもって、我が国に対し加入の打診がなされた経緯がある。
一九五一年八月一七日付け在京ベルギー国外交使節団発外務省宛口上
同協定に加入することができる旨の規定があり、ベルギー国政府から、
(IARA)の加盟国でなくても同協定の効力発生後九か月の期間内に
同協定第六条は、パリ賠償協定により設立された連合国間賠償機関
ものである。
証券が乙国にある場合)の当該複数の国の間の請求権の規整を定める
団体又は個人が発行した証券でドイツ人の所有に帰するもので、その
有に係るものについて、複数の国が関係する場合(例えば、甲国内の
り、証券、通貨、金融機関の預金、企業の出資に関し、ドイツ人の所
在外資産に対する請求権の競合を解決することを目的とするものであ
本協定は、ポツダム協定及びパリ賠償協定に基づく連合国のドイツ
German Enemy Assets)」(ブラッセル協定)が署名されている。
(Agreement Relating to the Resolution of Conflicting Claims to
四七年一二月五日、「ドイツ敵産に対する請求権の解決に関する協定
ドイツ在外資産に対する関係国間の請求権の競合について、一九

条(c)により原則として放棄され、放棄されないものについても連日本国及び日本国民のドイツ財産に対する請求権は同平和条約第一九

デンといった中立国との間でも関連の協定が締結された。

内容とする協定がリスボンで署名された。その他、スペイン、スウェー

W、等していたいいいいいい、「そうりました。」で、きっていいか、その人気の中立国並びに旧枢軸国に所在するものは同平和条約第一四
が国がブラッセル協定に加入する実益は極めて少なく、加入の必要は
ないとの趣旨の結論が示されている。
四 中立国との間の協定
中立国に所在するドイツ在外資産については、パリ賠償協定に基づ
き、米英仏三か国が中立国と個別に協定を締結し、中立国の権限でこ
れを精算、処分し、売得金を連合国間賠償機関(IARA)に提供する
こととされ(第六条(C))、個別に協定が締結された。米英仏とスイ
スとの間で締結された「スイスにおけるドイツ資産の処分に関する一
方フランス、連合国及び合衆国政府と他方スイス政府との間の協定」
(いわゆるワシントン協定)、スウェーデンとの間で締結された「ス
ウェーデン国にあるドイツ人の資産に関する連合国政府とスウェーデ
ン国政府との間の了解事項」が「第二次世界大戦対独賠償関係一件
在外ドイツ資産処理関係」(B'.3.2.0.1-1)に所収されている。これらの
協定では、例えばスイスとの間の協定では、ドイツ在住のドイツ人の
在スイス資産のみが対象とされ、在スイスのドイツ人資産については
スイスはこれを賠償に当てることを全面的に拒否しており、スウェー
デンとの間の了解事項では、在スウェーデン・ドイツ資産を精算した
額からスウェーデンのある種の請求権を差し引いた残額を、IARA へ
の提供でなく、スウェーデン国立銀行の特別勘定に計上し、特定の目

(C)の趣旨とは異なる取極がなされている。 (3)

- 115 -

,注

(17)第六条A「各署名国政府は、自己の選ぶ手続に従つて、自己の管轄権内 にあるドイツ人たる敵の資産を、それがドイツ人の所有又は管理に復帰 で変身用、特殊の品目に対する他の物上負担及び右資産のドイツ人たる 管理費用、特殊の品目に対する他の物上負担及び右資産のドイツ人たる しなければならない。」

機関に提供されなければならない。」 機関に提供されなければならない。」 機関に提供されなければならない。 構関に提供されなければならない。 清算 で、「ドイツ国との戦争において中立を維持した諸国内のドイツ人資

- (18)併せて、パリ賠償会議最終議定書に含まれる「会議による全会一致の決議」(18)併せて、パリ賠償会議最終議定書に含まれる「会議による全会一致の決議」
- ある。(19) 本調書は、一九四七年六月二六日から七月五日まで時事通信に記載され
- (2)「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第一巻(B'.3.2.0.1)所収。

- (21) 一九四五年六月五日のベルリン宣言(ドイツの敗北及び連合国による最高権力の掌握に関する宣言)前文パラ五「The Governments of the United States of America, the Union of Soviet Socialist Republic and the United Kingdom, and the Provisional Government of the French Republic, hereby assume supreme authority with respect to Germany, including all the powers possessed by the German Government, the High Command and any state, municipal, or local government or authority. The assumption, for the purposes stated above, of the said authority and powers does not affect the annexation of Germany.
- (22)外務省「条約集」第二十九集第九十七巻(一九五一年一一月編集)所収(仏 (22)外務省「条約集」第二十九集第九十七巻(一九五一年一一月編集)所収(仏 (22)外務省「条約集」第二十九集第九十七巻(一九五一年一一月編集)所収(仏 (22)外務省「条約集」第二十九集第九十七巻(一九五一年一一月編集)所収(仏)
- $\widehat{23}$ ば、 同口上書本文2. つすることになる。(According to article 6 of the agreement of December たがって、加入のために定められた期間は、 七年一二月五日付けの協定は、 効力発生後九箇月の期間内にこの協定に加入することができる。 連合国間賠償機関(IARA)の加盟国でない政府は、この国際協定の は、「一九四七年一二月五日付けの協定の第六条によれ 一九五 |年|月| 一九五 一四日以後有効である。 一年一〇月二四日に満 一九四 L

	5, 1947, the Governments who are not member of the Interallied	
	Reparations Agency may adhere to this international act within a period	
	of 9 months from its coming into force. The agreement of December 5,	
	1947, is effective since January 24, 1951. The period set for the adhesion	
	will consequently expire on October 24, 1951.)」として、我が国の加入	
	を打診している。	
24	舟山正吉大蔵事務次官発井口貞夫外務事務次官宛官房秘令第三五号「千九	
	百四十七年十二月五日に署名されたドイツ敵産への競合する請求権の解	
	決に関するブラッセル協定への加入招請の件について」(一九五一年一〇	
	月一八日)、条約局法規課「ブラッセル協定への加入招請の件について」(一	
	九五一年一〇月一九日)。いずれも「第二次世界大戦対独賠償関係一件	
	在外ドイツ資産処理関係」(B'.3.2.0.1-1)所収。	
25	「サンフランシスコ平和条約第十六条の実施に関連する若干の問題につい	
	て」(一九五二年一〇月一〇日、条三)(「第二次世界大戦対独賠償関係一	
	件 在外ドイツ資産処理関係」(B'.3.2.0.1-1))は、中立国及び旧枢軸国に	
	所在する日本国及び日本国民の資産の処理(国際赤十字社への引渡し、	
	精算、分配)を規定するサンフランシスコ平和条約第十六条の実施に際	
	して、平和条約当事国以外の国(中立国及び敗戦国の同盟国等)にある	
	敗戦国国民の資産の取扱いに関する先例として、ヴェルサイユ条約、対	
	イタリア平和条約、第二次大戦後のドイツ人資産の処分を比較・検討し、	
	連合国とスイス及びスウェーデンとの間の上記の取極におけるパリ賠償	
	協定の関連規定との乖離等に言及している。その上で、「二 サンフラン	

シスコ平和条約第一六条に関する若干の法規問題(一)本条成立の経緯」 ころが大であると思われる。」と記されている。

(26)ドイツ在外資産の返還に関しては、同移行条約により、米独国内の動向 有ゼンハワー政権下の本件に関する米独間のやりとり、米独国内の動向 イゼンハワー政権は、一九五八年三月、一九六〇年末までに一万米ドルまでの少 の提案に同意せず、ケネディー政権への交代を期したが、同政権は在 この提案に同意せず、ケネディー政権への交代を期したが、同政権は在 米ドイツ資産に関する協議を最終的に打ち切るに至ったものである。ア 米ドイツ資産に関する協議を最終的に打ち切るに至ったものである。ア (26)ドイツ在外資産の返還に関しては、同移行条約により、連合国間賠償機

については、在ドイツ上田常光臨時代理大使発藤山愛一郎外務大臣宛一

- 27 29 28 その際、 また、タイに在るドイツ在外資産に関しては、 邦語訳が作成され、 ある。 所有者に帰属せるもの以外は競売に付され、その清算総額三一〇万バー び取得することが認められた。その後、ドイツ人財産中右により再び旧 ツは連合軍賠償部 者は該当財産の管理に要した費用を支払うことを条件として旧財産を再 間資産は一九四五年九月一三日法律により接収されたが、その後旧所有 までに判明せるところ左の通り。 係 報告の件」(「第二次世界大戦対独賠償関係一件 九五八年七月八日付公信独第五〇五号「在米西独財産の返還問題につき 産額に応じ所定の額が拠出されることとなった。 処理関係」(B'.3.2.0.1-1)に所収されている 西独に対し、旧ドイツ大使館土地建物を返還した。2. 在タイドイツ民 タイ旧ドイツ資産の返還に関する件」が次のように報告している。「客年 発小坂善太郎外務大臣宛一九六二年二月一七日付公信独第一三四号「在 一月二六日亜西第四五二号に関し、西独外務省に問合せた結果、 (B'.3.2.0.1-1)) に詳しい 3. なお、上記の点に関し更に詳細判明次第報告する。」 開設される決済補償勘定にドイツ人所有者からそれぞれ所有資 (Inter-Allied Reparation Agency)に納付された趣で 「第二次世界大戦対独賠償関係一件 1 タイ政府は一九六〇年九月二八日 在ドイツ成田勝四郎大使 在外ドイツ資産処理関 在外ドイツ資産 現在
- 五二年九月一三日付公信第九五号「在スイス国ドイツ資産に関する協定(30)これらの協定を報告する在スイス萩原徹公使発岡崎勝男外務大臣宛一九

報告の件」)。

- (31) 在ドイツ武内龍次大使発藤山愛一郎外務大臣宛一九五八年四月一五日付
 (31) 在ドイツ武内龍次大使発藤山愛一郎外務大臣宛一九五八年四月一五日付
- (32)ドイツ在外資産の返還に関しては、上記の移行条約の規定を踏まえ、中(32)ドイツ在外資産の返還に関しては、上記の移行条約の規定を踏まえ、中(32)ドイツ在外資産の返還に関しては、上記の移行条約の規定を踏まえ、中(32)ドイツ在外資産の返還に関しては、上記の移行条約の規定を踏まえ、中(32)ドイツ(1))

四 主権回復
→ 西ドイツの主権回復に向けた動き
一九四九年の東西両ドイツの成立後、東西冷戦が激化する中、西側
陣営は、ドイツ連邦共和国の経済復興及び安全保障体制を確保しつつ、
同国の占領体制の終了、主権回復に向けた取組、交渉を進め、一九五
二年五月二六日、米英仏三か国と西ドイツとの間で、西ドイツの主権
を回復するためのボン諸条約が署名された。このボン諸条約は、欧州(3)
防衛共同体(EDC)条約の成立を効力の発生要件としていたが、EDC
に関する条約の批准がフランスの議会で承認されなかったことから、
ボン諸条約の諸文書の修正や追加の諸文書からなるパリ諸条約が一九
五四年一〇月二三日に署名され、一九五五年五月五日に発効した。こ
れをもって、同日、西ドイツは主権を回復した。
一方、こうした占領体制の終了に向けた動きと並行して、西ドイツ
の経済復興、西側国際社会への経済的統合の前提として、正常な対外
経済・金融取引を可能にするため、ドイツの戦前の対外債務及び戦
後の経済援助に基づく諸債務の支払いに関し、一九五二年二月からロ
ンドン債務会議が開催され、一九五三年二月二七日にロンドン債務協
定が署名された。(38)
(二) 賠償問題の解決の延期
以上のボン・パリ諸条約及びロンドン債務協定の規定により、ドイ

世界大戦中の交戦国との間で国際法上のいわゆる平和条約は締結され
そして、一九九〇年の東西ドイツ統一に際しては、ドイツと第二次
定した。
に対する請求権を含め、賠償問題の最終的解決まで延期する。」と規
清算勘定において獲得された貸方勘定、帝国信用金庫(Reichskreditkassen)
に対する第二次大戦から生じた請求権の審査は、ドイツの占領費用、
ドイツにより占領された国並びにその国民のドイツ帝国及びその機関
また、ロンドン債務協定第五条第二項は、「戦争状態にあった国及び
る。」とされた。
間の平和条約、又はそれ以前のこの問題に関する協定により規定され
移行条約第六章では、「賠償の問題は、ドイツとその従来の敵国との
すなわち、一九五二年及び一九五四年のボン・パリ諸条約における
は、平和条約の締結まで延期されることとなった。
ツに対する個別の請求権の審査を含めた戦争賠償問題の最終的解決

- 119 -

注

法の改正には、 Ų 五三年一二月、 ボン諸条約と欧州防衛共同体条約との間の整合性を確保するため、 のための手続 がなく、 は連邦大統領と連邦首相のいずれに所属するのかについて明示的な規定 会民主党は、 院は同法案が同院の同意を要しないとの決定を行った。これに対し、 基本法に違反するとの見解を示した。条約の承認のための関連法案は に所属するのか、 九五三年三月一九日、 九五四年 議会での審議の際に、社会民主党(SPD) 一九五三年五月一一日、 (基本法九三条一項二号)を提起した。その後、連立与党は、 英米仏三か国の占領国による明示の承認が必要であった。 徴兵制度等の規定を盛り込む基本法改正案を議会に提出 二月二六日、 それとも一部は州に所属するのか、 連邦議会を通過し、 連邦議会を通過するに至るが、 連邦憲法裁判所に抽象的規範統制 同年五月一五日に連邦参議 が欧州防衛共同体は また、 当時、 最高指揮権 基本 __ 九 社

(B:1.20.1))が分析、見通しを加えて報告している。
(B:1.20.1))が分析、見通しを加えて報告している。
(B:1.20.1))が分析、見通しを加えて報告している。
(B:1.20.1))が分析、見通しを加えて報告している。

- 西両ドイツの統一に際しての二プラス四条約による終了まで存続した。国に一定の権利(Vier-Mächte-Rechte)が留保され、この留保権は、東(36)ただし、主権回復後も、ドイツ全体及びベルリンに関し、米英仏ソ四か
- ある。(37) ドイツの戦前の対外債務問題とは、第一次世界大戦後のヴェルサイユ条(37) ドイツの戦前の対外債務問題とは、第一次世界大戦後のヴェルサイユ条
- (38)Agreement on German External Debts.「第二次世界大戦対独賠償関係一(38)Agreement on German External Debts.「第二次世界大戦対独賠償関係一
- (39)又はそれ以前の賠償問題に関する取極。
- (4) ドイツに関する最終的解決に関する一九九○年九月一二日の条約(Der Deutschland.)。
- 書の中で明らかにされている。例えば、「ロンドン債務協定は、第二次世(41)こうしたドイツ連邦政府の見解は、国会議員の質問に対する累次の答弁

定の実施に言及している。

行われ、

これに対し道義的及び物質的

(財政的)

補償を行う義務があ

ツの歴史的責任を表明し、

ドイツ民族の名の下に言語に絶する犯罪

が

かに超えるものであること、また、西側一二か国との間の包括的補償協
のポツダム会談において見込まれた額(一○○億ライヒ・マルク)を遙
るデモンタージュ、生産物の搬出に言及し、これらの措置が一九四五年
ドイツ在外資産及びドイツの著作権の接収・収用及び各占領地域におけ
関係、及び包括的な給付の移転を挙げてきた。後者については、具体的に、
数十年にわたる国際社会との間の平和で、信頼のある、実り豊かな協力
また、ドイツ連邦政府は、賠償問題がその根拠を失った理由として、
Bundestag, Drucksache 16/1634 vom 30.05.2006.)
見解では、賠償問題はその根拠を失ったものである。」(Deutscher
この国の中にはギリシャも含まれている。これによっても、連邦政府の
(CSCE)の参加国により一九九○年一一月二一日のパリ憲章で承認され、
律されることがないこととされた。 同条約は、欧州安全保障協力会議
のことから、また、同条約の締約国の意思に基づき、賠償問題は最早規
する更なる(平和条約上の)規律は生じないことが明らかにされた。こ
をもたらす目的を有しており、二プラス四条約に関連する法的問題に関
終的解決を含んでいる。同条約は、明確に、ドイツに関する最終的解決
条約)でその目的を失った。この条約は、戦争から生じた法律問題の最
○年九月一二日のドイツに関する最終的解決に関する条約(二プラス四
請求の審査を賠償問題の最終的規律まで延期した。この猶予は、一九九
界大戦に起因するドイツと戦争状態にあった国及びこれらの国の国民の

Ŧī.

イスラエルとの協定

(ルクセンブルク協定)、

西側一二か

国との補償協定

は、 請求する覚書を提示した。これに対し、 ダヤ人移民のイスラエルでの定住費用として、 国に対し、ドイツ帝国の支配下にあった諸国からの五〇万人に上るユ ルリンでも同様の法律が制定された。 法律 (USEG)が 制定され、 ⁽⁴⁾ は米国占領地域の各州に統一した国家社会主義の不法の補償に関する 領地域の各州において、補償のための州法が制定され、一九四九年に 戦後連綿として続けられてきた。既に占領下で、一九四六年に米国占 まで延期されたが、他方で、ナチス政権の主としてユダヤ民族に対す る迫害というナチスの不法(NS-Unrecht)に対する補償への取組 及びロンドン債務協定により、 (-)(イ) 経緯 五億ドル(西ドイツに一〇億ドル、東ドイツに五億ドル)の補償を 他方で、イスラエル政府は、一九五一年三月一二日、 ドイツ連邦共和国においては、 一九五一年九月二七日の連邦議会での演説で、 イスラエルとの協定 英国及びフランスの占領地域並びに西ベ 戦争賠償問題の解決が平和条約の締結 主権回復のためのボン・パリ諸 西ドイツのアデナウアー首相 東西両ドイツによる計 補償に対するドイ 米英仏ソ四 条約 か

- 121 -

が

~

せしめるに要した費用一五億ドルを独乙全体から要求、此の会談では
イスラエルはナチに追われたユダヤ人五〇万人をイスラエルに移住
「二、ユダヤ側の要求及び態度。
ついて、簡潔に次のように記している。
たと報ぜられている。」としている。その他、同公信は、交渉の経緯に
ある事と、ボンやブラッセルに比して過激分子の危険が少い事にあっ
議開催地に選んだ理由は、国際司法裁判所の法律的助言を得る便宜が
ヤ人損害補償会議の件〔)。同公信は、会議開催地について、「当地を会
三三四号「西独、イスラエル及び世界ユダヤ連盟間に行はれた対ユダ
代理大使発岡崎勝男外務大臣宛一九五二年一〇月二二日付公信蘭第
在オランダ大使館から報告がなされている(在オランダ田付景一臨時
ハーグ市郊外のワッセナーで行われていたことから、協定の署名後に、
協定締結に至る以上の交渉の経緯等について、同交渉がオランダの
ルクセンブルク協定とも呼ばれている。
年三月二七日に発効した。この協定と二つの議定書を併せて、一般に
二つの議定書が署名された。協定は、批准書の交換をもって一九五三
スラエルとの間で協定が署名され、同時に西ドイツと JCC との間で
て、一九五二年九月一〇日、ルクセンブルクにおいて、西ドイツとイ
者の間で、一九五二年三月から交渉が開始され、途中交渉の中断を経
西ドイツ、イスラエル及び対独ユダヤ物的請求権会議(JCC)の三
問題等を話し合う用意がある旨を明らかにした。
るとして、連邦政府がユダヤ人の代表者及びイスラエルとの間で補償

その中西独よりの要求分一〇億ドルの補償要求を提案し、世界ユダヤ
連盟はナチス政権下独乙に於てユダヤ人が被った財産上の損害補償総
額五億ドル及び独乙に於るユダヤ人補償法の整備を要求した。
両者は何れも非人道的弾圧政策に対する独乙の道義的責任を問い、
前述要求は何れも外債其他総ゆる要求に優先して決定さる可しとの強
い立場をとり、終局的に独乙側をして之を認めしめる事に成功した。
三、独乙側の提案及び主張。
西独政府は、現政府が第三帝国の行ったユダヤ人弾圧政策の責任を
負ふといふ基本的立場を認めつつも、支払能力に限界がある事を理由
として、外債其他国際的負債全体との関連と自己の支払能力の枠の中
で合理的な補償額を決定するとゆう基本ラインに立ち、当時ロンドン
に於て行はれつ、あった西独外債会議の成功を見て、補償額の決定を
行うとゆう提案を行い、遂に五月六日会議中断の止むなきに至った。
四、結末

日ルクセンブルグに於て調印をみるに至った。
日ルクセンブルグに於て調印をみるに至った。

が行はれる事とされている。本協定運営の為イスラエル政府の代表事右協定施行の細則については、今後西独イスラエル両政府間に交渉

務所が特に西独内に設けられる事になって、シュトットガルトがその	ラエルと戦争状態にあったアラブ諸国が
候補地として報せられている。」	イツとアラブ諸国との間の関係が急速に
	シリア政府は、一九五二年一〇月二日
(ロ)協定	て覚書(Memorandum)を手交し、協
この協定は、前文及び本文一七か条、並びにこの協定の不可分の一(49)	の提供が西ドイツとアラブ諸国との間の
部をなす附表、第七条附属書、第九条附属書、複数の書簡等からなり、	として、補償の支払いをしないことを並
二つの議定書(第一議定書及び第二議定書)等が附録されている。(**)	リにおいて、シリア公使館報道官からロ
この協定において、ドイツ連邦共和国は、ユダヤ人難民の受入費用	(在フランス西村熊雄特命全権大使発岡
を補填するため、イスラエル国に対し、包括的補償として、三〇億マ	一〇月一〇日付公信第五二号「イスラエ
ルクを支払うことが定められ、この支払いは、ドイツの外資の不足か	いる賠償に関する件」)。また、同年一(50)
ら、現物の引渡し及び役務の提供によりなされることとされた。また、	相は、西ドイツ政府宛てに覚書を提出し
第一議定書においては、被迫害者の財産の返還及び個人補償のための	一一日、西ドイツ政府が拒否的回答を
立法手続を開始するとのドイツ連邦共和国の意思が確認され、第二議	こととなった。当時、カイロではアラブ
定書においては、対独ユダヤ物的請求権会議(JCC)に対して、イス	直ちに本問題を同会議の議題とし、同想
ラエル以外の場所におけるナチスの迫害のユダヤ人犠牲者の支援、受	イツに使節団を派遣することとなった。
入れ、定住のために四億五〇〇〇万マルクが支払われることとされた。	この時点での状況については、在ドイ
この協定については、外務省アジア局第三課が一九五四年九月七日	崎勝男外務大臣宛一九五二年一一月一日
付けで「イスラエル・西ドイツ間協定要訳」を作成し、協定成立の経	ラエル補償協定を繞る西独―アラブ諸
緯、概要、逐条要訳を収めている。	(其の一)」が分析を行っている。同公信
	西ドイツ側の主張は次のとおりである。
(ハ)アラブ諸国の反応	「2.アラブ連盟の主張
この協定をめぐっては、同協定が署名される前後から、当時、イス	本件に関し、アラブ連盟がこのようか

(其の一)」か分析を行っている。同公信によれに「アラフ側の主張と
崎勝男外務大臣宛一九五二年一一月一八日付公信第二八七号「対イス
この時点での状況については、在ドイツ寺岡洪平臨時代理大使発岡
イツに使節団を派遣することとなった。
直ちに本問題を同会議の議題とし、同協定の批准を阻止するため西ド
こととなった。当時、カイロではアラブ連盟の会議が開催されており、
一一日、西ドイツ政府が拒否的回答をしたことにより、緊張が高まる
相は、西ドイツ政府宛てに覚書を提出したが、これに対して、一〇月
いる賠償に関する件()。また、同年一〇月七日、エジプトのナギブ首
一○月一○日付公信第五二号「イスラエルがドイツに対して要求して
(在フランス西村熊雄特命全権大使発岡崎勝男外務大臣宛一九五二年
リにおいて、シリア公使館報道官から日本側に写しが送付されている
として、補償の支払いをしないことを求めた。この覚書は、当時、パ
の提供が西ドイツとアラブ諸国との間の関係に深い影響を及ぼし得る
て覚書(Memorandum)を手交し、協定によるイスラエルへの補償
シリア政府は、一九五二年一〇月二日付けで、西ドイツ政府に対し
イツとアラブ諸国との間の関係が急速に悪化し始めた。
ラエルと戦争状態にあったアラブ諸国が反対の意思を示し始め、西ド

本件に関し、アラブ連盟がこのような強硬措置に出でざるを得ない

を買う惧れがあるとするアラブ側の主張は協定中の再輸出禁止条項に
よって理由を失うものである。」
また、外務省経済局第六課「西独の対イスラエル賠償支払協定とア
ラブ諸国の動向」(一九五三年一月三〇日)は、アラブ連盟の西ドイ
ツへの使節団の派遣と交渉の決裂、その後のアラブ連盟の通告につい
て、次のように記している。
「同使節団は十月中旬ボンに到着、西独政府当局と接衝議会が批准し
ないよう種々要請したが、右協定調印に当たりては西欧の大国の勧告
もあったものか、西独政府としてはアラブ側の要請を拒否した、め、
一〇月三一日右交渉は決裂した。
右決裂の報わるとサウジアラビア政府は同国内に於けるドイツ商社
の一切の活動を停止する様命じ、シリアに於てはダマス商業会議所会
頭はボン商業会議所会頭に対し批准阻止方要求し、エジプトに於ける
最大新聞であるアラビア語アハラーム紙は、西独が右協定を破棄しな
い場合はアラブ諸国は西独との通商協定を廃棄すべきであると極論す
る等アラブ諸国の与論は沸騰した。依てナギーブエジプト首相兼外相
代理は、アラブ連盟政治委員会の緊急招集方同事務局長に要請した。
アラブ連盟政治委員会は一一月七日先づ右協定締結に依って生じた
新情勢の検討を目的とする分科委員会の報告を検討、また使節団の報
告を聴取した。同会議後パウエルケ西独大使と会見したナギーブ首相
は「右協定はアラブ世界に危険を斉すのみならず、また西独とアラブ
世界の関係が断絶する恐れもある」と警告し、一〇日までに西独の正

式回答を要請した。
九日同大使はアラブ連盟の代表としてのナギーブ首相に「西独はア
ラブ諸国の反対にも不拘、戦時中のナチのユダヤ人迫害に由来する対
イスラエル賠償協定も批准するつもりである。西独はこの協定により
道徳的義務を果すことのみを考えており、イスラエルの戦争能力増進
を助ける様なことはないであろう。西独としては右賠償物資のなかに
は戦略物資が含まれていないことを確認するため国連の委員会が右物
資の積出しを監視するよう提案する」旨回答したに対し同首相は更に
西独側の態度を変更するよう要請したが、西独政府は十一日夜閣議を
開いた結果、「西独政府はアラブ諸国から貿易関係を断交するかもしれ
ぬとの脅威を受けているが、対イ賠償支払協定を破棄するつもりはな
いとの回答をアラブ諸国に送った」と発表した。
西独政府の確答到着まで最終決定を延期していたアラブ連盟政治委
員会は、遂に十二日最終的に態度を決定西独政府に対し
(イ)アラブ連盟諸国は決して過激な手段に訴えることを望んでおら
ず、西独がアラブ連盟の提案に応じて直ちに交渉を始めることを希望
している。
(ロ)然し西独政府がイスラエルとの協定を批准する場合は、アラブ
諸国はその利益を護るために適切な手段を採る権利を留保する。即ち
アラブ諸国は西独との一切の経済的関係を直ちに断絶するの止むなき
に至るかも知れない。
との強硬な通告を発した。

西ドイツは、協定の批准手続を終えることとなった。 に関する報告の件」に記載がある。アラブ諸国とのこうした状況の中 臣宛一九五三年二月一二日付公信第六三号「西独―エジプト交渉決裂 裂に至った。この間の交渉について、在ドイツ寺岡代理大使発岡崎大 たが、エジプト側の過大な要求のため、同交渉も一九五三年二月に決 られるのみならず、アラブ側の経済断交が完全に予期されてくる場合、 和解のため、新たな経済関係、 また、西ドイツとエジプトとの間で、西ドイツとアラブ諸国との間の れが見透しのつくまでは最初予定された年内批准を見合すものと認め 送りアラブ諸国との政治経済各問題の打開を図ると発表しており、こ これを押切つても対イ賠償支払協定を批准するかは甚だ疑問である。_ 以上のイスラエルとの間の協定のほか、 本件については、アラブ連盟政治委員会において議論が続けられ 右アラブ側の強硬な通告に接した西独政府は、アラブ各国に代表を 西側一二か国との補償協定 別途の協定等について交渉が続けられ 西ドイツは、一九五九年以

「「「ハは、」」へつてたごけしら捕貨こついて、ドノード)皆い(Globalentschädigungsabkommen)を締結した。

正した連邦補償法を制定した。この連邦補完法・連邦補償法により、まえ、国内法として一九五三年に連邦補完法、一九五六年に同法を改約の移行条約第四章の規定及び上記の JCC との間の第一議定書を踏西ドイツは、ナチスの不法に対する補償について、ボン・パリ諸条

政治的信条、人種、信仰又は世界観を理由に国家社会主義(ナチス)
の暴力行為により迫害され、生命、身体、健康、自由、所有物、財産
上の利益、職業活動又は経済活動について損害を被った者に対し、こ
れらの損害を補償するため、年金等が支給されることとなった。ただ
し、これらの法律の適用は、厳格な属地主義の原則によっており、請
求権者は、原則として、(オーストリア併合以前の)一九三七年一二月
三一日時点でのドイツ帝国の領域に居住していた者、又は西ドイツの
領域(同法の適用領域)に居住している者に限定された(連邦補償法
第四条第一項)。
第二次世界大戦では、ドイツの占領地域においてもユダヤ人等が迫
害を受けたが、連邦補償法は、その属地主義により、これらの被迫害
者には適用されることがなかった。このため、英国、フランス、ベル
ギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、ノルウェー、ギリシャ
の八か国が自国民に対する補償を求める書簡を西ドイツ政府に提出し、
さらに、イタリア、スウェーデン、スイスがこうした要求に加わった。
これを受け、西ドイツは、これら西側一一か国との間で個別に交渉を
進め、一九五九年から一九六四年にかけて、ナチスの迫害行為により
生命、身体、健康又は自由について損害を受けた各国の被迫害者に対
する補償をそれぞれの政府に対して包括的に支払うことを約束する包
括的補償協定を締結した。また、オーストリアとの間では、オースト(**)(**)
リアの自国の補償給付制度に西ドイツが資金を拠出することを規定し
た条約が締結された。これらの諸国に対する補償額は、九億七一〇〇

万マルクに上る。
「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第三巻(B'.3.2.0.1)には、こ
のうち、オランダとの間の条約に関する文書が所収されている。オラ
ンダとの間では、一九六〇年四月八日、ハーグにおいて、両国間の戦
後処理に関する一連の条約が署名され、国境問題に関する条約
(Grenzvertrag)、エムス河口における協力に関する条約 (Ems-
Dollard-Vertrag)と並んで、ナチスによる迫害への補償問題を含む
財務条約(財務上の問題の解決及び国家社会主義の迫害のオランダ人
犠牲者のための支払いに関するドイツ連邦共和国とオランダ王国との
間の条約)が署名された。これらの一連の条約は、オランダ議会にお
いて、承認手続が遅延し、その間、オランダ側からの交渉申入れによ
り、条約の起草後に生じたオランダ法人の西ドイツに在る財産の保護、
及び Ems-Dollard 地域の天然資源(石油及び天然ガス)の開発の問題
を取り扱った二つの追加議定書が一九六二年五月一四日に署名されて
いる。この二つの追加議定書を併せて、一連の条約は、一九六三年に
入り、オランダの上下院で承認され、財務条約は一九六三年八月一日
に発効した。
このオランダ議会下院での承認手続の際、ルンス外相が、承認に反
対する主張に対し、ナチスの不法に対する補償額が十分であること、
また、西ドイツとの協力関係の重要性を踏まえ、関連の条約の承認の
必要性を強調した点について、在オランダ伊関佑二郎大使発大平正芳

外務大臣宛一九六三年二月二二日付公信蘭第九九号「オランダ下院の

て組み込まれることとなった。
(2) 同法は、ドイツ連邦共和国の成立後、基本法一二五条により連邦法とし
注
とを銘記すべきである」と条約承認の必要性を強調した。」
の国際機構間において、欧州間協力に著るしい寄与をなしつつあるこ
上オランダにとって第一の相手国であり、又、NATO、EEC その他
億二千一百万マークの支払を受けている」と答え、更に「西独は通商
ない。しかもオランダは本条約による他に終戦後ドイツから既に二十
西独がベルギーやフランスと締結した条約より決して不利なものでは
費が得られるか否か非常に疑問である。本条約は補償額の点において、
であると云っている。自分も本条約を拒否した場合、更に多額の補償
団体もその機関誌において同補償額はオランダが獲得し得る最高の額
マーク)が不充分であるとの非難に対しては、「オランダ前政治捕虜
しなかった」と答え、又、ナチの犠牲者に対する補償額(一億二千五百
後に英国の EEC 加入という主要問題においてフランスの政策に同調
策を変更するとは考えず、現に西独は仏独条約を調印してから一週間
「政府としては、ドイツが仏独協力条約の結果、その軍事および核政
白となるまで条約の批准を延期すべしとの与野党間一部の主張に対し
「政府側答弁に当ったルンス外相は、先づ、ドイツの欧州政策が明
蘭独間戦後処理条約承認に関する件」は、次のように報告している。

- 43 その他、 西側占領地域及び西ベルリンにおいては、一九四七年及び一九

が制定されている。 四九年に、ナチス政権により剥奪された財産の返還、賠償に関する法律

- 44 「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第三卷(B'.3.2.0.1)所収
- 46 45 このイスラエルとの協定については、Frederick Honig. "The Reparations Agreement between the State of Israel and the Federal Republic of Germany Agreement between Israel and the Federal Republic of Germany, ドイツ連邦共和国との間の協定」(英文)とともに、外務省条約局「条約 賠償関係一件」第三巻(B'.3.2.0.1)には、外務省条約局「条約集」第三十 ラエルとドイツ連邦共和国との間の協定」(日本語)が所収されている。 資料」第二十五号(一九五六年三月編集)に収録された全文仮訳「イス (「イスラエルとドイツ連邦共和国との間の協定」)。「第二次世界大戦対独 二集第四十二巻(一九五四年一○月編集)に収録された「イスラエルと
- 経緯、協定の法的性質、協定の内容について、 American Journal of International Law, Vol.48, No.4 (1954), pp.564-578. 🛱 している。 実務的観点を踏まえ解説
- 47 加えて、ナチス政権下での人種差別法であるニュールンベルク法の下で が五〇〇〇億マルクを拠出することとなった。 をせず、JCCがその保護を拒んだ者のために、基金が創設され、ドイツ ユダヤ人と認定され、迫害を受けた者であるが、 ユダヤ教への信仰告白
- 48 「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第三巻(B'.3.2.0.1)所収
- 49 この協定の特徴として、協定が締結された当時、 との間に外交関係がなかったことなどから、協定の適切な履行確保のた 西ドイツとイスラエル

いる。 である。 間で生じ得る紛争を判断する「仲裁委員会(the Arbitral Commission)」 視する責任を有する「混合委員会(the Mixed Commission)」、 業契約が締結され、 約から及びそれに関連して生ずる法律関係に関しては、ドイツの裁判所 め されている 暫定措置を命ずることができる(一四条(h))など、広範な権限が付与 から生ずる締約国間のすべての紛争を判断し、 な特権及び免除が付与されている。 ドイツ政府を代表する「連邦の機関 締約国間の紛争の解決を確保するため、協定は四つの機関の設置を規定して (Honig,*op.cit.*(note 46), p.573.)。また、 地であるドイツの裁判所の専属管轄が実務的とされたものと考えられる エルの裁判所へのアクセスに困難が予想されることなどから、 ドイツとイスラエルとの間に外交関係がなく、 の管轄権に服するとして、ドイツの裁判所への専属管轄を定めている 一条 (c))。この協定は、西ドイツの業者とイスラエル使節団との間で商 の枠組みが整備されている。まず、この協定に従い締結される商業契 イスラエル政府を代表する「イスラエル使節団(the Israel Mission)」 イスラエル使節団は、ドイツ国内法上の法人とみなされ、 物資・役務が提供されることを想定しているが、 仲裁委員会は、協定の解釈及び適用 (die Bundesstelle)」、協定の履行を監 協定がその規定に従って履行され 西ドイツの業者のイスラ 締約国の権利を保全する

50 補償の請求の根拠とするナチスによるユダヤ人迫害の結果としてのイス に附属された原文(フランス語) 「第二次世界大戦対独賠償関係 件 によれば、 第三 三巻 覚書では、 (B'.3.2.0.1) イスラエル側が 所 収 この公信

> ラブ諸国との間の戦争状態において西ドイツは中立国であり、その義務 軍備増強に使用されるとして、 補償の支払いはアラブ諸国を圧迫するイスラエルの拡張主義を助長し、 ル側はドイツからの補償を受け取る権利がないとして反論し、 を果たすべきであるとしている。 の間の友好関係を損なうのみならず、 を追い出したイスラエルはその補償をしていないなどとして、 に反するものであるとし、また、パレスティナの地から多数のアラブ人 ラエルへのユダヤ人流入の数(五〇万人)を具体的な数値を挙げて事実 補償の供与は、 敵対行為であり、 西ドイツとアラブ諸国と イスラエルとア イスラエ 同時に

契約締結

 \square

两

- 51 「第二次世界大戦対独賠償関係一件」第三巻 「第二次世界大戦対独賠償関係一件」 第三卷 (B'.3.2.0.1) (B'.3.2.0.1) 所収 所収
- 52 53 「第二次世界大戦対独賠償関係一件」 第三巻 (B'.3.2.0.1) 所収

締約国の

広範

54 Deutschland 1949 bis 1999, Band 1 April 1949-1953 September, Siegler 係は依然不安定な状況が続いたが、 間でも経済協力関係を推進する意向を示すこととなり 政府は、エジプトとの経済分野での交渉を再開し、 テオドール・ホイス連邦大統領が批准書に署名した。その後、 決し、続いて、連邦参議院は、同年三月二〇日、全会一致で協定を承認し 西ドイツ連邦議会は、 National Interest. (Frank Cass, 1996), pp.27-28.; Archiv der Gegenwart 退することとなった。George Lavy, Germany and Israel - Moral Debt ana ニケが西ドイツ外務省より出された)、西ドイツとアラブ諸国との間の関 一九五三年三月一八日、 アラブ諸国からの反発は、 協定に同意する法案を可 他のアラブ諸国との (その旨のコミュ 徐々に後 西ドイツ

ている。

Reparationen nach dem Zweiten Weltkrieg, Archiv des Volkerrechts. 23.Bd.,No.1/2 (1985), S.74.97.) び迫害者の損害の調整、その他の財政上の諸問題並びに社会的領域の諸

(61)在オランダ西村勘一臨時代理大使発小坂善太郎外務大臣宛一九六二年五月一五日付公信蘭第四一六号「蘭独間戦後処理条約についてオランダの村勘一臨時代理大使発小坂善太郎外務大臣宛一九六二年五在オランダ西村勘一臨時代理大使発小坂善太郎外務大臣宛一九六二年五百日公信蘭第三六八号「戦後処理に関する蘭独間条約について、また、 前題に関する条約(財政・補償条約)(クロイツナッハ条約)。邦語訳が「第

六 おわりに

の処理については、まとまった一群の文書があり、また、イスラエルが累次なされてきた経緯を見ることができる。特に、ドイツ在外資産た情報源を基に、ドイツの占領管理体制の変遷を踏まえ、情報の整理対ドイツ賠償政策及びその実施について、第二次大戦直後から限られ以上のように、外交史料館所蔵史料には、占領期における連合国の

な史料を提供している。 り、七○年にわたるドイツの戦後賠償の形成過程を検討する上で重要 賠償の起点となるこうした歴史的事象についての文書が所蔵されてお 協定を嚆矢とする取組に端を発する。外交史料館には、ドイツの戦後

注

- (62)一九八〇年のドイツ連邦政府の指針により連邦補償法の適用を受けなかっ
- 第二次世界大戦中の強制労働問題に関し、当時の連立政権(社会民主党 れてきた。

63

(文責 六川)